

社会福祉法人静岡市厚生事業協会 個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、当法人が保有するすべての個人情報を適正に取得し、保管・管理し、取り扱うことによって、それらの情報が不正に外部へ流出することのないように、保護管理の仕組み、その他必要な事項を定めたものである。

(法令の遵守)

第2条 この規程に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律、同施行令及びその関連法規の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報 …… 生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいい、サービス利用者に関する個人情報の他、従事者、退職者、求人応募者、ボランティア、実習者、及び取引業者の担当者、アンケートへの回答者等に関する個人情報のすべてをいう。
（すでに死亡している方の個人情報であっても、現在生存している親族などに関係する場合は個人情報として取り扱う。）
- (2) 個人データ …… 個人情報が検索可能な状態に整理されているものをいう。
- (3) 従業者 …… 役員、職員、契約職員及び派遣社員等、法人の業務に従事するすべての者をいう。

(適用の範囲)

第4条 この規程は、当法人におけるすべての従事者に適用する。

- 2 当法人が管理する個人情報あるいは個人データを利用して当法人の特定業務を代行する委託業者に対しては、その適正な情報の保護管理について、業務を委託する部署の個人情報管理責任者が責任を持たなければならない。

(管理体制)

第5条 個人情報の保護管理体制は次のとおりとする。

- (1) 個人情報総括責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置き、法人役員のうち理事長が指名したものがこれに当たる。
- (2) 総括管理責任者の下に各事業担当の個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、法人事務局長及び各施設長がこれに当たる。
- (3) 管理責任者の下に個人情報管理者（以下、「管理者」という）を置き、各個人情報管理責任者が指名した者がこれに当たる。

(4) 監査人を置き、法人監事がこれに当たる。

2 前項のほか、前項各号に定める総括管理責任者、管理責任者及び管理者をもって個人情報管理者会議を構成する。なお、監査人は、必要に応じて会議に出席することとする。

(総括管理責任者)

第6条 総括管理責任者は、当法人にかかわるすべての者に関する個人情報の適正な収集、個人データ化、保管管理（利用、提供、開示、訂正、削除等）に関する総括的な責任と権限を有するとともに、法人全体の個人情報保護管理体制の構築、改善、強化及び運営について、総括的な責任と権限を有する。また、必要と認められたときに個人情報管理者会議を招集し、その議長を務める。

2 監査人から改善指示を受けた場合には、速やかに指摘事項に関する改善を行い、その内容を監査人に報告しなければならない。

3 総括管理責任者が必要と認めた場合には、管理責任者の中から1名を総括管理副責任者に任命することができる。

4 総括管理副責任者は、常に総括管理責任者を補佐するとともに、総括管理責任者に事故あるときは、その業務を代行しなければならない。

(管理責任者)

第7条 管理責任者は、担当する部署にかかわるすべての個人情報に関し、その適正な収集、個人データ化、保管管理及び取扱責任者の指導管理、担当する事業所のサービス利用者及び職員全員の個人情報保護に関する指導・教育についての責任と権限を有する。ただし、総括管理責任者に対する報告は密にし、特殊な事案が発生した場合には、他の管理責任者の意見を聴いたり、総括管理責任者に相談して、その取扱方法を決定しなければならない。

2 管理責任者が必要と認めた場合には、個人情報副管理責任者（以下、「管理副責任者」という）を1名任命することができる。

3 管理副責任者は、常に管理責任者を補佐するとともに、管理責任者に事故あるときは、その業務を代行しなければならない。

(管理者)

第8条 管理者は、担当する業務に関連する個人情報の適正な収集、個人データ化、保管管理及び取扱担当者の指導管理、担当する施設全般の個人情報に関する指導・教育についての具体的実施についての責任と権限を有する。ただし、管理責任者に対する報告は密にし、特殊な事案が発生した場合には、他の管理者の意見を聴いたり管理責任者に相談して、その取扱方法を決定しなければならない。

(監査)

第9条 監査人による監査は、個人情報保護管理体制が円滑に機能し、その保護管理が適正になされているかどうかについて、必要に応じて行う。その結果は、監査報告書にまとめて総括管理責任者に報告しなければならない。

- 2 監査の結果、改善すべき点、法令違反の疑いがある点等があった場合には、監査報告書にその旨を記載して総括管理責任者に改善命令を行い、あるいは個人情報管理者会議に出席して、それらの改善を求めなければならない。

(個人情報管理者会議)

第10条 個人情報管理者会議においては、次の事項を審議し決定する。

- (1) 個人情報の取得、管理の方法に関する事項
- (2) 個人情報の利用、加工及び外注先への提供とその管理に関する事項
- (3) 個人情報を目的外に使用する場合の諸手続きに関する事項
- (4) 個人情報に関する問い合わせがあった場合の対応、取扱い等に関する事項
- (5) 個人情報の廃棄、消去等及びコンピューター等の廃棄等に関する事項
- (6) 個人情報が漏洩した場合の対応等に関する事項
- (7) その他個人情報の保護・管理に関する事項

(個人情報取得上の原則)

第11条 個人情報は、個人情報提供者に対して、その利用目的を具体的に示して取得しなければならない。

- 2 利用目的外の不必要な個人情報及び特定の機微な個人情報に関する情報は本人の了解がない限り収集してはならない。
- 3 不正な方法・手段で個人情報を取得している業者等からは個人情報を収集してはならない。

(個人情報利用上の原則)

第12条 個人情報は、その取得に際して個人情報提供者に示した利用目的の範囲内において利用しなければならない。

- 2 個人情報の取得に際して個人情報提供者に示した利用目的以外の目的でその個人情報を使用する場合には、あらためてその利用目的を個人情報提供者に通知し、同意を得なければならない。
- 3 あらかじめ個人情報提供者の同意を得たうえでなければ、個人情報を第三者に提供してはならない。

(業務委託業者への個人情報の提供と指導等)

第13条 法人の業務を他社に委託する際に、法人保有の個人情報をその委託会社に提供する場合には提供した個人情報が第三者に漏れることのないように、責任を持って事前に委託業者に対して取扱い・保管上の細心の注意を求めるとともにその管理のあり方について常に指導し、それを担保する意味で個人情報保護に関する誓約書を提出させなければならない。

(個人情報・個人データの取扱いと保管)

第14条 すべての従事者が職務上取得した個人情報については、法人の業務上必要と思われる個人情報を管理者又は管理責任者に移管し、その他の個人情報は個々人が責任を持って管理・保

管をしなければならない。

- 2 法人の組織における管理監督者以外の者のうち、移管された個人情報及び個人データを取り扱うことのできる者は、管理者が指名した者（以下、「取扱担当者」という）に限る。
- 3 取扱担当者は、コンピューターを用いて個人情報の入力作業等を行う場合には、管理者が発行するパスワードを設定して行い、かつ、個人情報に係る書類は、離・退席に際して必ず一定の保管場所に保管し、施錠する等、個人情報が他に漏れることのないよう細心の注意を払わなければならない。
- 4 個人データは、常に最新の個人情報に基づき作成・訂正し、保管しなければならない。
- 5 取扱担当者は、管理者の許可なく、個人情報、個人データを施設外に持ち出してはならない。

（個人情報の開示、訂正、削除申入れへの対応）

第 15 条 個人情報提供者からその個人情報の開示、訂正、追加あるいは削除等の申入れがあった場合には、次のように対処しなければならない。

- (1) 個人情報に係る問い合わせの窓口は、管理者が担当すること。
 - (2) 取扱担当者は、管理者の指示がない限り、勝手にその申入れに応じないこと。
 - (3) 管理者は、その申入れをした者の本人確認を必ず行い、そのうえで申入れに対応すること
 - (4) 管理者は、常にそれらの申入れを記録して適宜管理責任者に報告すること
- 2 従業者あるいは退職者従業員から、その本人に係わる個人情報の削除の申入れがあった場合であっても、人事管理上必要なものとしてあらかじめ本人同意の上で取得した個人情報や、その保管管理が法令上定められているものについては、その要求に応じてはならない。

（廃 棄）

第 16 条 個人情報を廃棄するときには必ずシュレッダーを使って、確実に行わなければならない。

- 2 個人情報を取り扱ったコンピューター本体や外部取付記憶媒体を破棄する場合には、物理的に個人情報の記録が完全に消去されていることを確認した上で行わなければならない。

（個人情報保護に関する教育の実施）

第 17 条 法人は、個人情報保護の重要性と、それが第三者に漏洩した場合の社会的責任の重大性を法人全体共通の認識とするために、定期的に個人情報保護に関する教育を行う。

- 2 前項に定める教育計画は総括管理責任者の責任で個人情報管理者会議において立案・検討し毎年度の事業計画の発表に合わせて発表する。
- 3 この教育の受講は従業員全員の義務とし、社会通念上やむを得ない理由がある場合を除き、この受講を拒むことはできない。

（罰 則）

第 18 条 この規程に違反する行為があった場合には、その程度を勘案し、職員就業規則・契約職員就業規則に定める懲戒の定めにより、厳正に処罰する。なお、この違反行為により法人に多大な損害を与えた場合には、その全部又は一部を賠償させることがある。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。